

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内



1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

②公的年金等を受給していることにより、
令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

○「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、
収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※上記②または③に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律5万円

3. 給付金の支給手続き

■令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方(上記1の①に該当する方)

- ▶給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶令和4年4月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。(多くの対象者の方には振り込み済みです。)

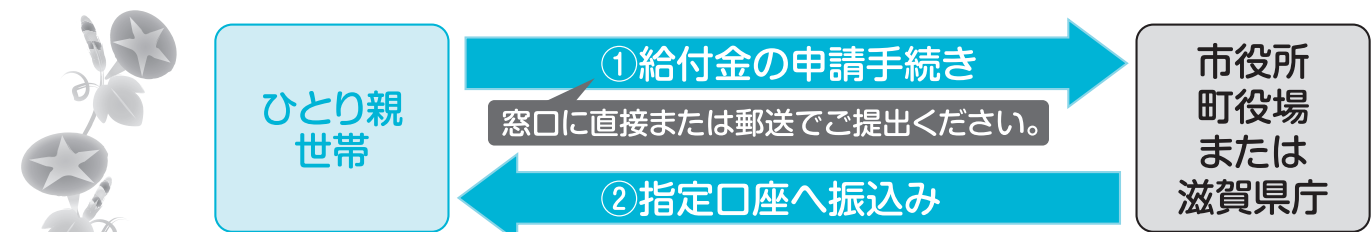
■上記以外の方(上記1の②または③のいずれかに該当する方)

- ▶給付金を受け取るには、**申請が必要**です。*受付は令和5年2月28日まで
- ▶申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市役所または町役場の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

4. お問い合わせ先

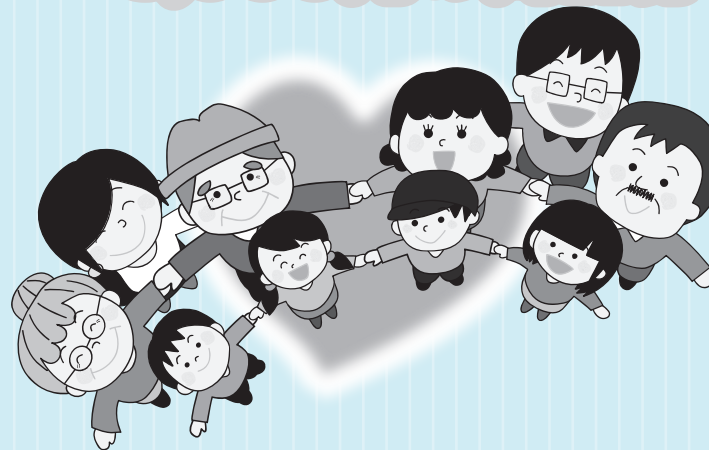
*「市」にお住まいの方は、**市役所担当課**

*「町」にお住まいの方は、**町役場または県子ども・青少年局**



滋賀の子ども・若者のほほえむ力 サポート事業のご案内

～低所得世帯の子ども一人につき 5,000円の商品券をお贈りします～



新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ続く中、食品や生活用品の価格が上がるなど、暮らしに大きな影響が出ています。そうした中、子どもたちが笑顔になれるほっとしたひとときを届けたいと思い、滋賀県社会福祉協議会から、子どもたちの好きなお菓子やおもちゃ、学校・生活などで必要なものの購入にお使いいただける商品券をお贈りします。

対象者

①特例貸付の総合支援資金を3ヶ月以上利用された世帯の18歳以下の子ども・若者(令和5年3月31日時点)

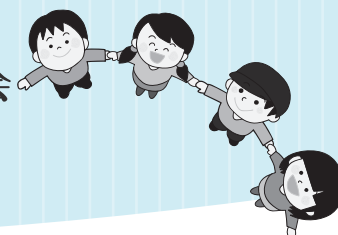
②生活福祉資金で教育支援資金等を利用されている子ども・若者

申込方法

対象者には滋賀県社会福祉協議会から、別途ご案内のチラシをお送りしています。案内にある申込フォームからお申込みください。

問合せ先

滋賀の縁創造実践センター 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
地域福祉課 福祉総務係
TEL.077-567-3924 (土日祝除く 8時30分～17時15分)



生活福祉資金の特例貸付【申請期限:令和4年8月末(令和4年5月9日現在)】

生活福祉資金では、低所得者、障害者または高齢者の世帯を対象に、経済的な自立および生活意欲の助長促進、ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう、資金の貸付と民生委員児童委員による必要な生活支援を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

資金種類	貸付条件	貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	連帯保証人
緊急小口資金 (特例貸付)	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要となる費用	20万円以内	令和5年12月末 (令和4年4月以降申請分)	据置期間経過後 2年以内	無利子	不要
総合支援資金 (特例貸付)	生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※貸付期間3ヵ月以内	令和5年12月末 (令和4年4月以降申請分)	据置期間経過後 10年以内	無利子	不要

お申し込み先は、各市町の社会福祉協議会です。詳しくは、民生委員児童委員または市町社会福祉協議会へおたずねください。